

# いじめ防止における基本方針



南相木村立南相木小学校

# いじめ防止対策のための基本的な方向と取組

## 1 学校・教育目標 《学校教育目標》

「かしこく」	「やさしく」	「たくましく」
「考え方、動く」子ども	思いやりのある子ども	粘り強く取り組む子ども

本校では、子どもに対する「重点目標」として「自分で考え、動く子ども」を掲げている。また、教育モットーを「自分から」としている。

「学校教育目標」具現にむけての「重点目標」及び「モットー」から本校のめざす子ども像は、以下の3点としてとらえている。

- ①自分で考え、伝えることができる子
- ②自分から気持ちのよい挨拶や言葉がけができる子
- ③自分から体を動かし、目標に向かってがんばれる子

## 2 本校が目指す子ども像を人権教育分野に照らして捉えた4点

- (1) 相手意識と自尊感情が持てる児童
- (2) コミュニケーション力のある児童
- (3) 多様性を尊重し、多様な見方、考え方ができる児童
- (4) いじめを絶対にしない、許さないという気持ちを強く持つ児童

## 3 学校教育目標から目指す方向を定めた子ども像達成のための基本方針

- (1) いじめや偏見・差別を許さない態度及び自他の尊厳なる生命や生まれつき誰にも平等に保障されている人権を尊重する心の教育を学校教育活動全体を通して行うとともに、教師自身の人権感覚を磨き、人権課題に対する共通理解の場を常に持ち、各教科・領域等の特質や発達段階に応じた「人権教育」・「道徳授業の充実」を力強く推進していく。
- (2) 自校における連学年・縦割りグループ等小規模校の特性を生かした活動や隣村校・海外交流校地域住民との交流活動による多様な他者との交わりを通して、コミュニケーション能力や相手意識に立った言動、振る舞いを身につけるとともに、他者理解と自分の良さを再発見する地域と連携した特色ある教育活動を推進する。
- (3) 生涯学習につながる知的好奇心、社会的関心、探求意欲を育む「学び合い」を通して、基礎的基本的な知識・技能の確実な定着とともに課題解決などの探求的な学びによる学力の伸長をめざし、児童の願いや学習意欲を重視した授業プランの策定・実施、読解力を高める読書教育や支え合い、助け合いの学習活動などを推進する。
- (4) 児童の将来的自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童一人ひとりの教育的ニーズや発達段階を把握し、必要な支援及び合理的配慮にむけて、校内支援委員会の充実や小規模校の良さを生かした個に応じた支援などの積極的な推進を図る。
- (5) 児童の望ましい勤労観・職業観の礎を築くことをめざし、発達段階に応じた人間関係形成能力、自己理解・自己実現等の指導を行うとともに地域の支援員・講師による体験学習を実施したり、地域事業を活用したりしてキャリア教育の充実を図る。
- (6) 学校の内外を通じて児童の生活の充実と活性化を図るために、学校運営委員会、学校評議員会

民生児童委員会の積極的活用、地域・保護者等による学校関係者評価の改善を図るなど、地域社会の協力のもとに学校と保護者が連携できる開かれた学校づくりに努める。

## 4 経営の重点と具体的運営方針

### 重点1 安全・安心な学校

『いじめのない明るい学校、安全で安心して学べる環境づくり』

- (1) 学校生活のルール、時間を大切にした生活
- (2) 教室環境の整備と安全点検の徹底
- (3) いじめのない明るい学校づくり
- (4) 言動や行動に現れる確かな人権感覚の育成

### 重点2 楽しく、わかる授業

『学ぶことが楽しいと実感できる授業の実践』

- (1) 小規模校の児童相互による学び合いと適切な評価や班・ペア学習の推進
- (2) 授業改善に向けた校内研究の推進
- (3) 学校・家庭で自ら学ぶ学習習慣を身につけるための具体策の実践

### 重点3 児童が主人公

『児童の手によって運営される行事・児童会活動』

- (1) 学校行事の充実（児童による企画を増やす）
- (2) 児童会活動の活性化
- (3) 連学年・異年齢集団による活動の活性化

### 重点4 信頼される開かれた学校

『PTA・保護者・地域住民との連携を大切にした教育活動、積極的な授業公開、児童のふるさと体験学習の推進』

- (1) 説明責任と広報活動の充実
- (2) 地域教育力の活用
- (3) PTA、地域活動との連携

以上のような学校・教育目標をもとにいじめ防止等に関する方針を以下のように策定した。

## 5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、上記のめざす姿を具現するため、次のような基本的な考え方のもとにいじめ防止等の取組を進めていく。

### (1) いじめの未然防止の取組

集団の中では、児童同士のトラブルが起こる可能性があるものである。こうしたトラブルからいじめ問題に発展することがないように、いじめの防止、すなわち予防的観点に主眼を置いた日常的な取り組みに力を入れていきたい。そのため、すべての教育活動を通じて「人権教育」「個に応じた児童指導」「心の通う学習集団づくり」「道徳教育及び体験的な活動」等の充実を図る中で、「いじめ問題が発生しにくい環境づくり」の形成に力点をおきたい。

そこで、次の点に念頭を置いた活動を行う

○児童に「いじめは人として絶対に許さない行為である」ことの理解を学校教育全体を通じて促すとともに、児童に豊かな情操と道徳心を培い、潤いのある学習集団の形成と心の通う対人交流能力の

素地を養う。

- 日常のあらゆる場面で児童の活動に積極的に関わるなど実態把握に努めながら、児童の願いや思いを受け止めることを基本とするとともに、表面的な言動にとらわれず、その奥に潜むストレス等の要因をも認識した上で、自尊感情や自己有用感を感じられる集団作りに着手する。
- 人権教育の充実を通して、友だちの願いや思いを共感的に受け止めることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人間尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす 実践力を養う。
- 学級内での人間関係の固定化・序列化を開拓するための一助として、学年を越えた子どもたちの結びつきを充実させる異年齢集団による活動や全校「学び合い」を積極的に行う。

## (2) いじめ早期発見の取組

一般にいじめの被害側の児童は、自尊感情や加害者側の報復を恐れていじめられていることを自ら相談できなかったり、自己犠牲があっても「仲間でありたい」という願いが潜在意識の中にあったりするため、いじめを誘発させながらも表面化しにくい面がある。この点に留意しながらいじめの兆候にいち早く気づき、些細なことでも情報交換し、全体で共有することに努めるなど「迅速な対応ができる状況づくり」を築くとともに、いじめを助長させないために勇気をもって信頼する大人に伝えられる児童の育成を図る。それに向けて以下の環境整備を行う。

<日常的実践>

- いじめの可能性はないか常にアンテナを高くし、いじめの当事者以外の児童からも情報が入るようなセーフティーネットを張り巡らせる（小集団を生かした対策）。
- 道徳教育や道徳的学級活動の中で、「思いやり」、「友情」、「人間愛」、「生命の尊厳」等の内容項目を扱い、児童がいじめ事象に出会った時の適切な対処、道徳的実践力につながる学びの蓄積を図る（児童自ら「いじめ」を認知し、適切な道徳的判断をもって対処する力の育成）。
- 職員会、職員朝会での「児童指導」で定期的に扱うとともに、小規模校の機動力を生かした諸会合を適宜にとるなど「報告・連絡・相談」による複数による判断と情報共有の場を大切にしていく。

<授業中の生徒指導の充実>

- 学級、連学年、異年齢集団の中で「学び合い」の授業形態及び学習環境づくりを工夫し、互いの考え方を認め合い、問題解決や合意形成を図る学びを積み重ねる。
- 授業の3観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、学習内容の定着に心がける。

○授業中のルールを明確にし、規律ある学習環境づくりにより児童が安心して学ぶことができるようになる。

<研修の実施（いじめ不登校対策委員会主催）>

- 教職員の「いじめに関する研修」を行う（『いじめ点検シート』、『いじめ対策 Q & A』の活用）。

<相談の充実>

- 子どもたちとの相談日の設定。

○小海中学校区スクールカウンセラーを活用できるように児童・保護者へ情報提供し、悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。

- 保健室を相談窓口とし、児童・保護者に周知し、いじめについて訴えやすい体制を整える。

<各種アンケートとその後の分析・活用>

- 子どもたちへのアンケートの定期化…なかよしアンケート（2学期）。

○Q-U検査を年2回実施し、児童一人ひとりの学校生活満足度や意識、社会性についての現状を把握し、学級経営や児童との面談に生かす。

- 学期ごとのアンケートや教育相談などの結果から取り組みを冷静に「点検」し、次の学期にむけた

「見直し」を行う。(『点検・見直しのチェックシート』の活用)

<ネット等によるいじめへの対処>

○ノーメディアチャレンジデー(夏休み)事前学習の中で、メディアリテラシーやインターネットと人権侵害について学ぶ機会を持つ。

<家庭・校外生活についての情報収集>

○日ごろからの保護者との連携を密にするとともに、地域の方々と情報交換を行い、地域における子どもたちの活動の様子を把握する。いじめの情報があつたら学校へ連絡していただくようお願いする(学校だより・学級通信、学校運営委員会、民生委員との懇談等)。

<「いじめを絶対に許さない」姿勢の周知>

○学校だよりで「いじめは絶対許さない」学校の姿勢を周知するとともに、全校集会やPTAの会合等を活用して周知を図る。

○年1回の「仲良し旬間」(人権教育旬間)において、授業参観や学級PTAを開催し、保護者とともに「いじめ問題」への取り組みを考え合う機会を持つ。

○児童と保護者を対象にした人権教育や情報モラルに関わる研修を行う。

### (3) いじめへの対処

(1) いじめ防止対策推進法第8条に学校・地方公共団体の責任として、いじめに対する「適切・迅速に対処する責務」が明記されているとおり、本校においてもいじめ事象が発生した場合は、いじめられた児童、いじめたとされる児童、関係保護者、その他友人関係等の「事実確認」や「情報収集」を通じて、事実認知を「正確かつ迅速」に行う。そうした事実関係の究明も含めて生徒指導主事を中心にチームでマニュアルを活用し、迅速かつ適切な対応を行い、問題解決にあたる。

(2) 迅速な初期対応の中で、事実確認→突き合わせ→再確認→指導の方向の共有→指導・謝罪→家庭連絡→個別指導→該当保護者との懇談(指導経過の丁寧な説明と指導への協力促す)までを行ふとともに「いじめ・不登校対策委員会」開催の検討を行う。その後、日を改めて、まとめの会、全体指導、各学級指導、心の教育へと計画的・段階的にいじめ根絶に向けての指導を継続させる(完全解決まで経過観察と指導を継続)。

(3) いじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保し、絶対の味方として動き、「苦しいこと、悲しいこと」は大人に正直に伝えれば「不安なく解決できるんだ」ということを実感させる。また、いじめられた児童の保護者にも「必ず守り通す」を伝え、安心させるとともに気持ちに寄り添った親身な支援をする。

(4) いじめたとされる児童へは、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導とともに、いじめをした要因・背景を丁寧に探るなどして適切な指導を行う。

(5) 起きた「いじめ事象」を本校の教育課題としてどうとらえるかを話し合い、その後の全体指導・個別指導・道徳的な指導の方向に生かすとともに再発防止に反映させる。

(6) いじめの兆候については、些細なものであっても情報交換し、学校全体で再確認する。

(7) 児童の人間関係・力関係、いじめを受けたことのある児童、受けやすい児童を職員全体で把握し、今後の指導・支援の共通認識をもつ。

(8) 必要に応じて「いじめ・不登校対策委員会」(「いじめ防止対策推進法」2条1項の定義に当てはまる「いじめ」を認知した場合、或はいじめの通報を受けた場合)を速やかに開き、組織的な対応をし、第三者とともに慎重に解決にあたることを基本とする。また、学校が懸念する地域の教育課題があれば、教育委員会関係者と相談し、地域への指導・助言の依頼を行う。

### (4) 学校と家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止への対応は、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。そのため、平素から学校における「いじめへの対処方針」、「指導計画」等について家庭や地域に積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るようにするとともに、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

## 6 いじめ問題の理解

### (1) いじめをとらえる視点 (『いじめ防止対策推進法』2条1項 いじめの定義 より)

#### いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

本校では、上記『いじめ防止対策推進法』第2条1項の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立ち本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、些細な出来事であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要である。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつける。

### (2) いじめの様態

いじめには下記のような様態がある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」(平成24年11月2日24文科初第813号)、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」(平成25年1月24日24文科初第1074号)、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」(平成25年5月16日25文科初第246号)

### (3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことではなく、いじ

められた児童の立場に立って特定の教員のみによることなく、いじめ・不登校対策委員会（法第22条に規定された「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。その際、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、些細な出来事であっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるため、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。また、いじめの様子を認知していた児童からも状況や情報など客観的な確認をする。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った児童に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・いじめられた児童といじめた児童の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難が生じことがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

## 7 学校のいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称

いじめ・不登校対策委員会

### (2) 組織の構成

学校関係者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護助教諭、該当学年職員、人権教育係主任

保護者：PTA会長

地域関係者：学校運営委員会関係者

関係者：スクールカウンセラー

※校内小委員会として生徒指導委員会による校内いじめ・不登校対策委員会を置き、機動的運営にあたる（不登校においては、特別支援教育委員会による校内組織で動く）。

### (3) 役割

本会は次の事業を行う。

- ・必要に応じ、年に2回（4月と1月）委員会を開催する（第1回学校運営委員会、第3回学校運営委員会と併せ）。但し、緊急の場合はこの限りではない。
- ・いじめ・不登校未然防止、安全に資するための各種資料作成。
- ・いじめ・不登校や安全に関する各機関の連絡調整。
- ・いじめ・不登校や安全に関する情報収集と共有、対策。
- ・学校のいじめ防止等の取組に対する評価。

小委員会（校内いじめ・不登校対策委員会）は次のような取組を中心になって推進する。

○学校のいじめ防止等の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的実施及び取組状況の確認。
- ・取組の記録及びその取組に対する見返し。
- ・各学期毎のいじめに対するアンケート結果を見直し、その後の取組に生かす。

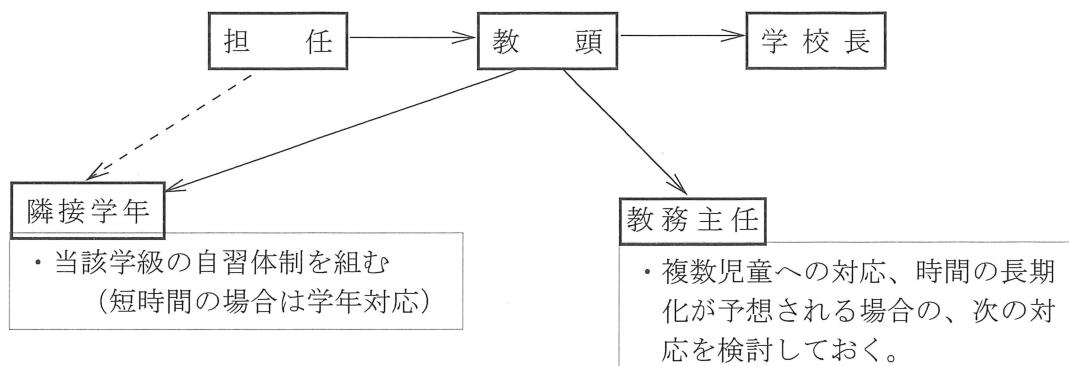
○いじめの早期発見、早期対応にむけた対策（前述）

○教職員の意識啓発につながる研修会の企画等（前述）

## 8 いじめが起きた時の対応（マニュアル）

### （1）教頭（校長）への報告

※学級全体指導での対応が望ましい場合は、学級で指導を行い、その結果を報告する。

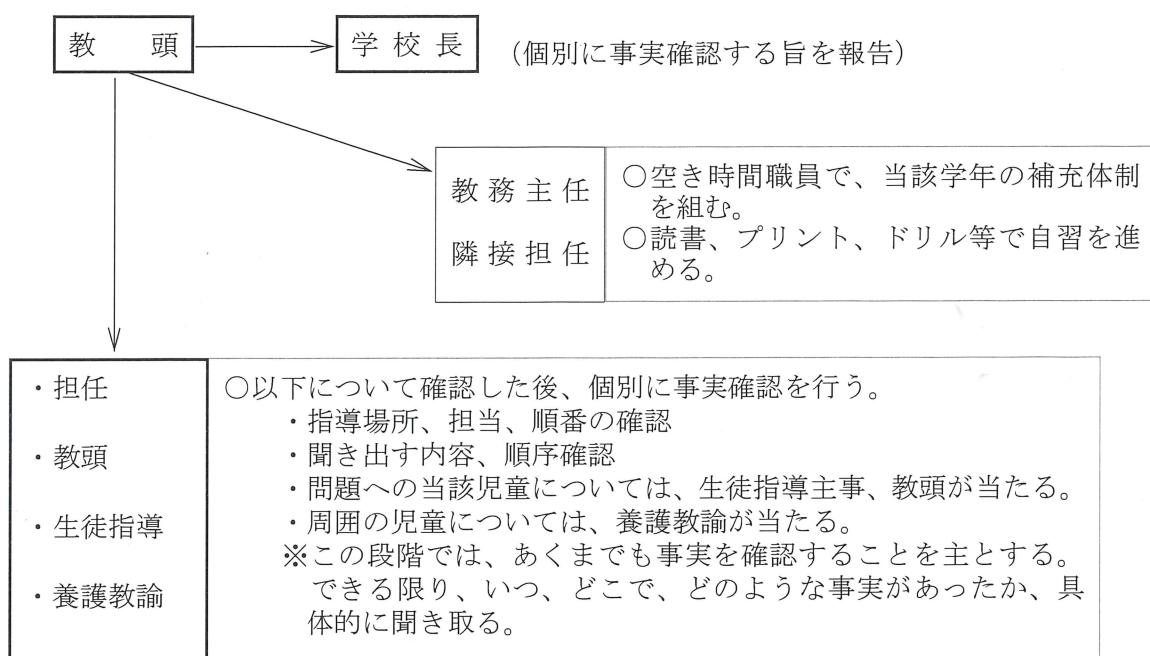


☆次のような場合は「いじめ問題」としてとらえ、一人で抱え込むことはせず組織で対応する。

- ・いじめられているという児童からの訴えがあった場合。
- ・いじめられているところを見た、という情報があった場合。
- ・アンケートの結果に、いじめの疑いが見られた場合。
- ・いじめにつながる言動が見られた場合。

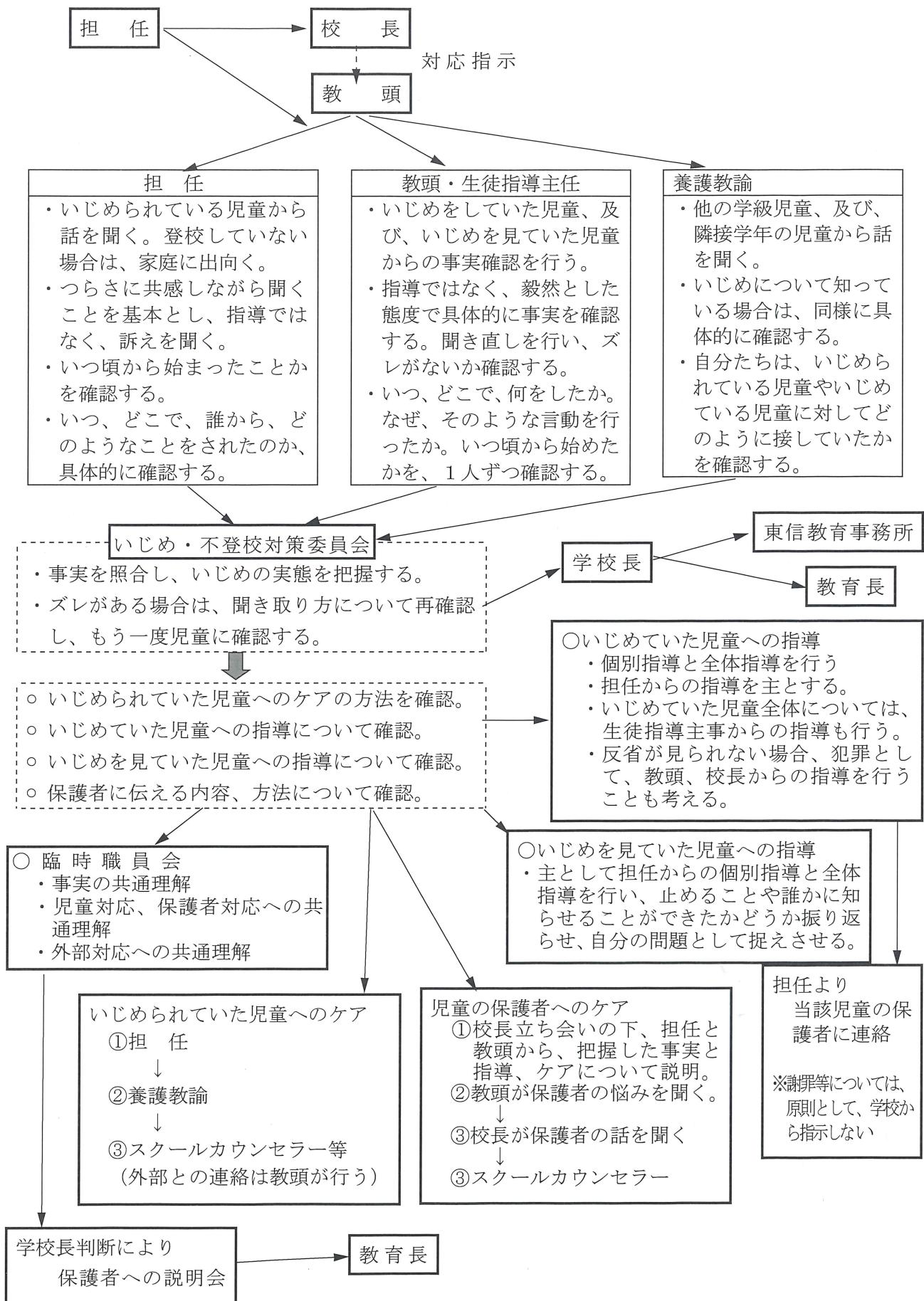
### （2）校内体制での事実確認

※担任だけでなく、複数職員が個別に対応する必要がある場合。



(3) 明らかないじめ問題が確認された場合

\*いじめ問題であることがはっきりしている場合は、(2)の段階を飛ばし、この対応に入る。



# ネット上のいじめの対応について

## (1) 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上の ウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されている。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

## (2) 「ネット上のいじめ」の類型

「ネット上のいじめ」には様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のとおり類型化できる。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

- ① 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
  - i) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
  - ii) 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
  - iii) 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う
- ② メールでの「ネット上のいじめ」
  - i) メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
  - ii) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
  - iii) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う
- ③ その他の「ネット上のいじめ」
  - i) SNS（無料通話アプリ等）で誹謗・中傷を行う
  - ii) 動画共有サイトに無断で動画を投稿される
  - iii) オンラインゲームのチャット機能等を用いて誹謗・中傷を行う

## (3) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導も不可欠であることから、保護者と連携・協力し、学校と家庭の双方で指導を行う。

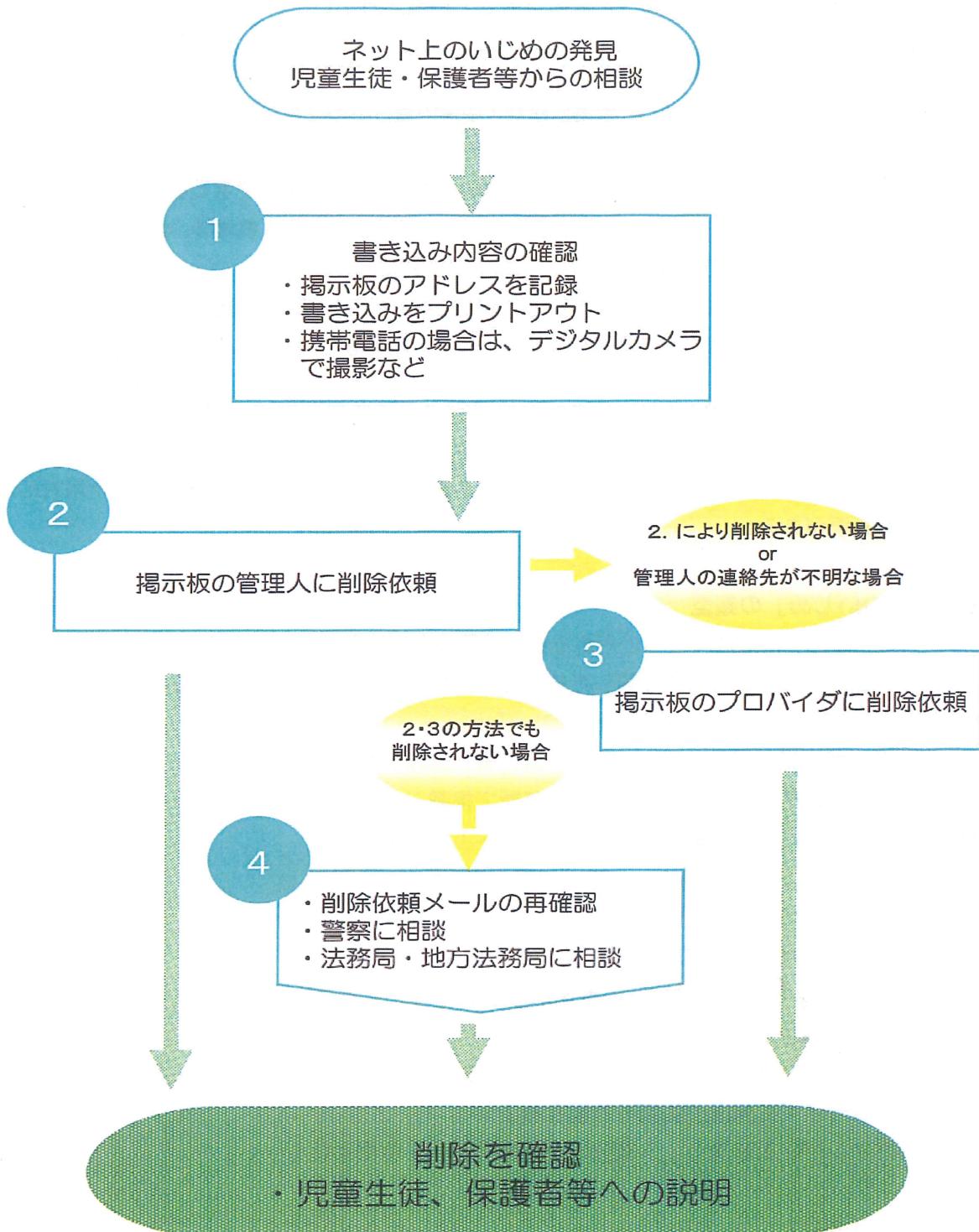
《保護者会等で伝えたいこと》

- ・ 子どもたちのスマートフォンやパソコン等を主として管理するのは家庭であり、フィルタリングだけ

でなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行っていただくこと。

- ・インターネットへのアクセスは、意図しない間に個人情報が流出するといった特有のトラブルが起こりうるという認識をもっていただくこと。
- ・子どもがメール等を気にしているときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいたら躊躇なく問い合わせ、学校に相談していただくこと。

#### (4) 対応フローチャート



# いじめの重大事態の対応について

重大事態の対応は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、  
「重大事態の疑い」が生じた段階で調査を開始する。

重大事態の定義『いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号および第2号』

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合の報告等については、『いじめ防止対策推進法』等において以下の流れが示されています。

発生報告 ↓	『いじめ防止対策推進法 第30条第1項』 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。</li></ul>
事故速報 ↓	『義務教育諸学校等に係る報告事項等について』県教委 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急を要する事故については、市町村（組合）教育委員会及び教育事務所長に直ちに電話報告をし、その後両者へ事故速報カードによりファックスで速やかに報告すること。</li><li>・ 最初の事故速報カード提出後、続報が必要な場合は、市町村（組合）教育委員会及び教育事務所長に事故速報カードによりファックスで報告すること。</li></ul>
調査 ↓	『いじめ防止対策推進法 第28条第1項』 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</li></ul>
情報提供 ↓	『いじめ防止対策推進法 第28条第2項』 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</li></ul>
調査結果報告 ↓	『いじめの防止等のための基本的な方針 P39』文科省 『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン P12』文科省 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。</li><li>・ 希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。</li></ul>
再調査 ↓	『いじめ防止対策推進法 第30条第2項』 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査の結果について調査を行うことができる。</li></ul>
再調査報告 ↓	『いじめ防止対策推進法 第30条第3項』 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。</li></ul>
事故報告書	『義務教育諸学校等に係る報告事項等について』県教委 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当する事故に係り、教育事務所から提出を求められたときは、事故報告書を市町村（組合）教育委員会へ提出すること。</li><li>・ 事故の処理が完結したときに、事故処理（完結）報告書を市町村（組合）教育委員会へ提出すること。</li></ul>

# 重大事態の対応フローチャート

